

訪問看護料金表【医療保険】(令和8年6月1日現在)

訪問看護ステーション青空

※各種健康保険、公費医療費制度が適用されます

訪問看護基本療養費・管理療養費(1日につき)

項目			料金	利用者負担		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで		¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		准	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
	週4日以降		¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
		准	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者・ 同一日に3人以上)	週3日まで		¥2,780	¥278	¥556	¥834
		准	¥2,530	¥253	¥506	¥759
	週4日以降		¥3,280	¥328	¥656	¥984
		准	¥3,030	¥303	¥606	¥909
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊時における訪問)	1日につき		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費2	月の初日		¥7,710	¥771	¥1,542	¥2,313
	月の2日目以降(1日につき)		¥3,010	¥301	¥602	¥903

各種加算

項目			料金	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	1日2回		¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日3回以上		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
緊急訪問看護加算 (主治医の指示の下での緊急訪問)	1日につき	月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795
		月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600
長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問)	週1日		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名訪問看護加算 ①②は週1回 ③は週3～7まで(条件により異なる)	①看護師等と同行		¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	②准看護師と同行		¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	③その他職員と同行		¥3,000	¥300	¥600	¥900
	1日に2回		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	1日に3回以上		¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
夜間・早朝訪問看護加算 (6～8時・18～22時)	1回につき		¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算 (22～6時)	1回につき		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
24時間対応体制加算口	月1回		¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
特別管理加算	月1回	重症度が高い	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
		上記以外	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院支援指導加算 (退院当日の訪問)	退院日翌日以降の訪問日に加算		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	長時間(90分超)の場合		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
退院時共同指導加算	初日の訪問日に加算		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算 (特別管理加算対象者に対して 退院時指導加算に上乗せ)	初日の訪問日に加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600

訪問看護ベースアップ評価料	初日の訪問日に加算	¥1,830	¥183	¥366	¥549
項目	料金	利用者負担			
		1割	2割	3割	
在宅患者連携指導加算	月1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	1回につき (月2回まで)	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	¥50	¥5	¥10	¥15
訪問看護物価対応料	月の初日	60	6	12	18
	月の2日目以降(1日につき)	20	2	4	6

その他の療養費

訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	死亡月1回	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	死亡月1回	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費	月1回	¥1,500	¥150	¥300	¥450

★ 医療保険適応外 料金表 ★

エンゼルケア	¥12,000				
交通費(実施地域を超えた場合)	超えた地点から				
	5km未満		¥100		
	5km未満以上10km未満		¥150		
	10km以上		¥250		
支給限度額を超えた場合	超過単位数の10割負担				

【ご利用にあたってのお願い】

- ご利用料金の請求は1ヶ月毎です。毎月10日以降の訪問時に請求書をお持ちします。
口座から自動引き落としさせていただきます。(7月利用分から)
- 介護保険証、健康保険証、各種受給者証等を確認させていただきます。
これらについて変更があった場合は、必ずお知らせください。
- 前の訪問が長引く、渋滞などの交通事情等で訪問時間が前後することがあります。
10分以上前後する場合はご連絡をいたします。
- やむを得ず、訪問の予定の変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。
- 契約の解除について
 1. 正当な理由なく利用料金を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、支払いがなければ契約を解除します。
 2. 著しくサービスを継続し難い背信行為(ハラスメント・暴力・暴言等)があった場合は契約を解除します。
 3. 事業者は前項の契約の解除を行う場合には、担当の介護支援専門員、市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。
- 飲食物、その他金品の受け取りはいたしません。

令和 6年 7月 1日 改正